



1 循 第 7 3 号
平成 3 1 年 2 月 5 日

京都府建設業協会 会長 様

京都府環境部循環型社会推進課長



京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部改正について（通知）

余寒の候ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、本府の環境行政について格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成21年京都府条例第12号）では、土地の埋立て等に供される土砂等が土壌の汚染を防止するために満たすべき環境上の基準（以下「埋立基準」という。）を、環境基本法（平成5年法律第91号）における土壌の汚染に係る環境基準（以下「土壌環境基準」）に準じて定めているところです。

この度、別添のとおり、土壌環境基準の改正に伴い、埋立基準を規定する京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成21年京都府規則第37号）の一部改正を行いましたので、お知らせします。

つきましては、本改正につきまして、貴団体会員様に周知いただきますようお願い申し上げます。

担当	循環型社会推進課 細谷
電話	075-414-4228
F A X	075-414-4229

事業者の皆様へ

京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則（以下「規則」という。）を一部改正し、埋立基準を変更します。

以下の場合に求める土壌の調査では、改正後の項目について検査して下さい。

- 1 新規許可（条例第 10 条）又は土地の埋立て等に用いる土砂の発生場所の変更を伴う変更許可（条例第 14 条）で、平成 31 年 4 月 1 日以降に申請する場合
- 2 3 月ごとに報告が必要な土壌の調査（条例第 17 条）で、土壌の採取年月日が平成 31 年 4 月 1 日以降の場合

改正規則の概要

- 1 施行期日
平成 31 年 4 月 1 日
- 2 改正内容
埋立基準を定める規則別表第 1 を、以下のとおり一部改正

〈改正前〉

項目	基準値	測定方法
シスー1, 2ージ クロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.04 ミリグラム以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法

〈改正後〉

項目	基準値	測定方法
1, 2ージクロロ エチレン※	検液 1 リットルにつき 0.04 ミリグラム以下	シス体にあつては日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体にあつては日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法

※ 1, 2ージクロロエチレンの濃度は、シス体の濃度とトランス体の濃度との和とする。